



平成 26 年 5 月 9 日

各 位

会社名 株式会社トーモク
代表者名 取締役社長 斎藤英男
(コード番号 3946 東証 1 部)
問合せ先 常務取締役 内野 貢
TEL (03) 3213-6811

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 26 年 6 月 27 日開催予定の当社第 75 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更理由

- (1) 経営体制の一層の強化・充実を図るため、取締役の員数の上限を 12 名以内から 14 名以内へ変更するものであります。
- (2) 社外取締役として独立性の高い適切な人材を迎えられるよう、社外取締役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨を規定するものであります。
- (3) 上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更内容

(下線__は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(定員) 第17条 当社の取締役は12名以内とする。 第18条 (条文省略) 第23条 第 4 章 取締役及び取締役会 (新設) 第24条 (条文省略) 第41条	(定員) 第17条 当社の取締役は14名以内とする。 第18条 (現行のとおり) 第23条 第 4 章 取締役及び取締役会 (社外取締役との責任限定契約) 第24条 <u>当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結することができる。</u> 第25条 (現行第24条～第41条のとおり) 第42条

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 26 年 6 月 27 日 (金曜日)
定款変更の効力発生日	平成 26 年 6 月 27 日 (金曜日)

以上